

2025年度

横浜市生活自立支援施設はまかぜ
事業計画書

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡済会

神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として
文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める。

1 2025年度事業計画の概要

施設を利用する生活に困窮している方々が、安全で安心な生活を送れるよう健全な管理運営に取り組む。

生活困窮者の自立支援施設として、その利用の対象となる生活に困窮されている方々が退所後に安心して地域での生活が継続できる支援を充実させていく。

施設を退所された方々が、地域社会での生活が定着へ向かうことが出来るよう各機関とのネットワークをより構築していく。

2 運営計画

(1) 基本理念の実行

事業運営にあたっては、法人の基本理念である「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」という言葉の意味を理解し権利と尊厳を守り、幅広く個々の事情に沿った支援を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①居宅支援施設の運営

居住支援施設として幅広く受け入れを積極的に行い、宿泊場所の供与や衣食の供与を行い、安心して生活できる場所の提供をおこなう。

SNS等を利用して、生活に困窮している方々や支援を受けず（知らず）に孤立している方々に対し情報を発信していく。

②自立相談支援機関としての支援

自立相談支援機関として、多岐にわたる「はまかぜ」利用者の抱える課題・問題を前に進める相談・支援をおこない、利用者の自立と地域定着に向けての取組みを続ける。地域の社会資源と連携して、支援の選択肢を増やしていく。

支援会議の開催やのケースカンファレンスなどを適切な遂行に努める。支援に伴う事務処理は期限内に確実に行う。

③アウトリーチ

自立相談支援機関「はまかぜ」のアウトリーチ部門として、看護師と共に相談員が巡回しておこなう生活・健康相談を通して、生活困窮者の早期把握に努め、適切な相談支援につなぐ。困窮時に相談できる窓口や制度についても周知活動も並行して行う。

また、退所後支援を通して、はまかぜ退所後の利用者へ地域生活継続・定着のため報提供や同行等の支援を積極的に行う。

地域住民や市民の通報、相談を受けて現地へ赴き、健康相談、生活相談等を行い状況把握をおこなうと共に、関係機関と連携を取り解決に向けて進めていく。

(3) 利用者支援

①個別支援のために

利用者の職歴・生活歴・能力・意向を踏まえ、個々の事情に合わせて作成した支援プランに基づき、支援情報を職員間で共有し幅広い支援をおこなっていく。

②就労支援

従来の支援内容や就労支援を受ける条件の見直し等をおこない、就労支援が利用者にとって、より様々な課題に幅広く寄り添える支援であるものにする。

選択肢の多い就労支援をおこなうことで、就労支援を継続しながら個々の課題解決への糸口を見つけていく。

③退所後生活の定着のために

利用者が退所後に安定して地域での自立生活を送り、安心して地域生活を送れるよう、退所後支援を通して、利用者の生活確認と日常生活の不安や不満を聞き取ることで生活を維持できるよう支援を行う。また、生活に困った際に相談できる場所、制度等の情報の発信を行う。必要に応じて相談支援機関への関係機関への同行し適切な繋ぎを行う。

④未然防止のために

借上げシェルター、ワンナイト、借り上げ住居（仮称）入所の活用を通して、幅広く受け入れを行い「今困っている状態」「居所の不安」「明日の生活の不安」の解決に向けて取り組む。アウトリーチや地域ネットワークを利用し情報の共有と、早期相談へ繋がるような取り組みを行う。

⑤医療面の支援

協力医療機関と連携して利用者の健康診断を通して健康状態の把握に努める。健康診断結果を踏まえて支援プランを策定する。また看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援も並行しておこなっていく。

嘱託医（精神科）の活用により、利用者の持つ不安な気持ちや落ち着かない気持ちの解決する糸口となるような相談・支援を行う。

医療費に課題を持つ利用者に対して、無料低額診療等を利用し治療可能な状態を維持する。

感染症等の予防対策と拡大防止策を常時の備えをおこなう。

⑥施設設備の活用

経年劣化が見える施設内設備の入れ替えや利用者アンケートを反映した設備の導入を検討していく。

(4) 関係機関との連携

①連携・構築

横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や、神奈川県ホームレス就業支援協議会の就業支援相談室と連携して利用者の就労支援を行う。現状では一般就労が困難と思われるケースに対しては、技能講習や体験講習を利用するなど、就労自立に向けた支援に努める。

本会の運営する福祉施設との更なる連携の他、利用者の意向に基づき、更生、救護、高齢者施設などの福祉施設への入所支援を行う

②アディクション

地域の社会資源と連携・協力を得ながら、様々なアディクションによる課題を抱えている者に対して、回復に向けた支援をおこなう。アルコール、薬物、ギャンブルの依存症の理解と施設として回復のサポートが出来るか議論を深める。

③関係機関

各区生活支援課との定期的な連絡会や説明会を設け相互理解に努め、連携を図り切れのない、利用者の退所後の生活の安定に向けた支援を行い、再路上生活を防止に繋がる支援を行う。

健康福祉局生活支援課援護対策担当と定期的な連絡会を開催し、支援状況・実績・対策等の共有を行う。今後変化を続けていく困窮支援の考え方や制度等の共通の認識を維持し利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行う。

⑤住宅

横浜不動産協会の協力による住宅相談や、協力不動産業者の活用により、利用者の居所確保を図る。

⑥アウトリーチ

アウトリーチ活動がより効果的に行えるように、横浜市ホームレス等総合相談推進懇談会を開催して、関係機関・団体、識者などの方々からの意見を得て、今後のアウトリーチ活動やアウトリーチの役割、意味を再確認していく。

(5) 施設運営・衛生管理

①利用者の状況に応じた施設内作業の実施や、施設生活の環境の向上に向けて様々なレクリエーションや施設生活という生活から感じにくい、季節感や心のゆとりを得ることが出来るようなイベントの企画実行をすすめていく。
の生活面の支援を行う。

②施設の衛生管理

定期的な消毒や寝具乾燥、カーテン類の定期交換などを実施する。感染症対策については常時より準備をおこない、急な発生に対応できる体制を構築する。

③施設生活の協働化

利用者から希望者を募って施設内の作業を実施し、作業後には謝金を渡す。謝金の金額については社会情勢を加味し検討していく。

④厨房関係

栄養士による利用者の健康促進を行う。また、食品衛生面においては、本会の契約している、衛生コンサルタントを通して適性管理を行う。

⑤安全・安心な施設運営

日常的に災害への抑止対策に取り組むと共に、地域や施設内関係機関との防災訓練及び地震災害訓練を行う。災害時のBCPや参集計画を定期的に更新していく。本会がおこなう各事業所が参加して行うDIG訓練に参加。

⑥施設への見学や実習を受け入れ

社会福祉法人の社会的使命として、福祉人の育成のための実習生の受け入れを継続していく。地域の社会資源として幅広く見学の受け入れを行い、事業説明と理解を図ると共に、困窮制度の周知拡大を図る。

⑦地域の一員として

地域の会議や催しには積極的に参加する。寿ゆめ会議・地域消防組織・各定例会等

⑧寿地区年末年始対策事業

年末年始の休庁機関に実施される「寿地区年末年始対策事業」へ協力する。

(6) 職員育成

職員が安心して働ける環境を職場内確立させ、ハラスメント抑止、ワークライフバランスに配慮した取り組みを進めると共に、事業の進む方向を全職員間の共通認識として協力関係を充実させる。本会の人事評価や育成方針に基づいた組織・体系的な研修を実施する。また、外部研修（リモートも含む）に積極的に参加し、他機関や他事業所の支援に触れる機会から得た情報を職場で共有できるように努める。ケーススタディなどの定例職場研修を通して職員へのコンプライアンス意識向上を図り、組織のリスク管理や組織力の向上を図る。

資格取得に向けて本会の資格取得支援制度を有効に活用するとともに、取得を目指す職員への理解を職場全体で深めていく。

(7) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努める。脱酸素への取り組みの継続。

3 本年度の課題・目標

(1) 法令・改正法の理解

①法律の改正により、一時生活支援事業から居住支援事業と名称も変更される。改正される制度の理解を深めて、困窮者の住居課題を、各機関との横のつながりへの意識と柔軟に対応できる組織つくりをおこなう。

(2) コンプライアンスとガバナンス

①ハラスメント抑止、個人情報保護など、法令を遵守する意識を職員間に浸透させ、組織としての管理体制を強化する事で、組織のリスク管理につなげていく。

(3) 体制

①職場内の組織図を職員が十分に理解し行動できるよう周知を行っていく。

②2024年度に取り組み切れなかった「分析班」の配置をすすめ、目標値の根拠や論拠を持てるように分析、解析を進め、職員全体で共有できる目標を設定する。

③魅力アップ検討委員会を中心に新しい支援を生み出していく。

④サービスプラン班を中心に、施設生活に色合いと季節感じることのできるイベント等を企画していく。

(4) 施設機能の見直し

①事務機能のブラッシュアップ、ICTの推進化を進めるとともに、より安全で効率的なシステムを継続的に構築していく。

②利用者の現状を踏まえて、施設のハード、ソフトの両面から支援内容の見直しをおこない、効果的な施設機能を構築する。

③インターネットサービスを利用し制度、事業、支援内容等を積極的に発信していく。HP・SNSを有効に活用していく。

(5) 生活困窮者自立支援法改正に伴う業務執行のために

①管理職職員による支援経過の確認と支援に関わる議論をおこない、支援員の進めていく隊支援を後押しできる相談関係を構築すると共に、業務上のルールを確認しながら遂行していく。

②無料低額診療制度の活用などによって、利用者のだれもが必要な医療受診が受けのことのできる環境を整えていく。

③入所時搬送サービスを継続して実施するかの議論を行い、代替え案を検討していく。

④借上げシェルター、ワンナイト入所、要配慮者の借上げシェルター、借り上げ住居（仮称）等を活用して、利用者の事情に沿った受け入れを積極的に行なう。

今年度より開始する、借り上げ住居については、孤立化している困窮者の支援と地域生活の安定継続を支援に特化して進めていく。

⑤施設の広報や外部の情報収集を行うと共に、地域社会資源とのつながりを積極的におこなう。

⑥他の自立相談支援機関との関係を構築し情報、課題の共有をおこなう。川崎市との定例会の継続と神奈川県との連携を深め「神奈川モデル」の基礎確立に向けて取り組んでいく。

- ⑦アウトリーチ活動、退所後支援などにより、施設外にいる対象者のニーズ把握に努め、はまかぜや関係機関と連携をして適切な相談支援を行う。市民相談についてはこれまで同様迅速に対応していく。
- ⑧利用者のアンケートを行って、利用者の意見・要望の把握に努め、業務や支援に反映させ、改善に取り組む。
- ⑨日頃から利用者のニーズ把握や信頼関係の構築に努め、支援中断による利用者の退所抑止に努める。寄り添う支援を目指していく。
- ⑩利用者への継続的支援が必要な場合は、はまかぜの退所時に他の自立支援機関へ情報提供を行い、早期のタイミングでの引継ぎと状況共有を行う。
- ⑪ホームページを通して、外部の生活困窮者からの相談や問い合わせを受け、適切な相談窓口などの情報提供を行う。

(6) 就労支援について

- ①就労自立率=就労可能と判断された者の内、50%の就労自立を目標とする。
(目標達成のために)
 - ア 就労セミナー、各種講座などを活用して就労への意識付けを行う。
 - イ 利用者には、求人の状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業との連携により就労による自立支援を促進する。
 - ウ 技能講習、体験講習の活用により、利用者のスキルや経験に基づく就労活動を促して、就労につなげる。
 - エ 支援を受ける側が利用しやすくするために、就労支援の条件を見直し有効な支援だと感じることが出来るような選択肢の多い内容を創出していく。
 - オ 職業相談室、横浜相談室との定期的に進捗状況を共有し、双方の視点から有効な支援を考えていく。職業相談室とのリモート相談の実施に向け準備を進めていく。

(7) 退所後支援

- ①支援担当職員とアウトリーチ担当職員の連携を強化と共に、早いタイミングでの情報提供や共有を図り、対象者との関係つくりに取り組む。
- ②退所後の生活を安定させ再び路上に戻らぬように、利用者の退所後のアフターケア機能としてのプログラムを構築に取り組む。「求められる支援の実施に向けて」を議論していく。

(8) 人材確保・育成

- ①法人と一体になって人材の確保に努め、組織全体で新人の育成に取り組む。
- ②職員を国や県が行う研修に順次参加し、法律や制度への理解を深める。
- ③施設が職員のスキルやキャリアアップを奨励・支援し、職員が知識を深め、技術をみがき、充実して仕事に取り組める職場環境を創る。
- ④定期的なケーススタディ研修などを行うと共に、法人の育成計画に基づいた研修を行って職員の育成やレベルアップを図る。
- ⑤国の「働き方改革」の推進に沿い、残業や休暇取得などで、職員により有効な職場環境の構築に取り組む。
- ⑥人権研修や個人情報保護に関する研修を定期的に行う。
- ⑦本会の資格取得支援制度の活用を促すと共に、職場全体が取得に向けて取り組む姿勢に理解を示す。

(9) 施設運営・設備

- ①文書管理・保管について、規程に基づいた適正な管理に取り組む。
- ②老朽化により大きなリスクが想定され修繕を要する設備については、修繕計画を立て、タイミングを逸すことなく、早急に修繕を実施し長寿命化を目指す。

- ③新たに備品購入を要する物は、中期計画に基づき費用対効果を考慮していく。
- ④事業を行ううえでリスクの定期的な棚卸しや設備の点検を行い、安全な事業の実施に努める。
- ⑤寿地区年末年始対策事業への協力は、横浜市の仕様に基づき支援団体など協力団体の協力を得て、円滑に運営できるように取り組む。

4 資料 2024年度事業について

(※数字は2025年1月末まで)

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援事業による「はまかぜ」の施設運営

ア 利用者数

- ・402人（前年度同月比24人増）
- ・借上げシェルター利用者数=128人（前年度同月比50人増）
- ・ワンナイト入所利用者数=43人（前年度同月比1人減）

②自立相談支援機関としての支援

ア 個別支援

- ・利用者の同意のもとに適切な支援プランを作成、また職員間で支援情報の共有化と活用を図り、利用者の自立に向けた支援を行った。

イ 関係機関との連携

- ・各区の自立相談支援機関やハローワーク、医療機関、生活保護施設などと定期連絡会などを通して連携を図り、利用者の退所後の生活安定を考慮した支援に努めた。
- ・搬送サービス実績（5区：55件 前年度同月時：56件）
 - ・他の自立相談支援機関のセーフティーネット会議出席。

（中区：7月 1月）

（緑区：6月、11月）

ウ アウトドア支援

- ・年間の相談件数（街頭相談を含む）=941件（前年度前月比168件減）
- ・はまかぜへの入所実績=33件（前年度同月比8人増）
- ・これまでのホームレス状態にある者の相談支援と共に、市民等からの通報などへの対応を意識的に行った。

エ 退所後支援

- ・退所後にアパートに入居して自立生活を送る者に対して、退所後の安定した居宅生活の確保推進を目的に、電話での状況確認のうえで感染予防に配慮しながら、見守りや相談を行う退所後支援を行った。
- ・退所後支援開始者33名、終了者19人（前年度の繰り越しを含む）

オ 支援中断による退所

- ・支援の中止率（無断、期限、その他）
16.7%（前年同月時13.8%）

退所時にアパートへ居所を確保した者

- ・49人（前年度同月比8人増）

(2) 施設運営・衛生管理

①はまかぜサービスプラン（イベント）

・季節湯

菖蒲湯（5月）ハツカ湯（8月）ゆず湯（12月）

②新たな施設機能の導入

・施設の今後を見据えた新たな施設機能の導入に向けて、魅力アップ委員会を継続して開催し施設の魅力アップさせるための議論を重ねた。特に女性利用者の生活環境改善と借り上げ住宅（仮称）について議論を重ねた。

③見学者・実習生の受け入れ

・本年度は、前年度同様に国家資格取得を目的とした学生の実習は、感染症の感染予防をおこないつつ1校2名を受け入れた。また、施設への見学者の受け入れは感染状況を配慮しながら、72（前年度同月比37回増）35件、504名（前年度同月比227名増）の見学対応を行った。

④防災訓練の実施

・複合施設内の利用機関との合同防災訓練を行った（9月25日）。

・施設単独で夜間想定の避難訓練を行った（11月27日）。

・BPC計画書の更新

・DIG訓練（法人内研修）に参加

⑤衛生点検・フトン乾燥・消毒

・職員が月1回、居室の衛生点検を行い、利用者へ衛生保持を働きかけている。

・法人委託の食品衛生コンサルタントによる食堂の衛生点検を隔月に実施。

・毎月1回、居室の消毒および害虫発生時に消毒を実施。

・年6回のフトン乾燥を実施。

・年2回、居室及びベッドのカーテンの交換

⑥利用者アンケート

・利用者アンケート（6月25日～30日、12月27日～25日）を実施した。

・結果は施設内の掲示や、はまかぜ通信、法人ブログに掲載し周知を図った。

⑦2025年1月「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の受託

・1月7日から13日に調査を実施。

⑧令和6年度寿地区年末年始対策事業（12月27日～1月7日）への協力

・臨時宿泊所の運営（入所3名）

・借上げ宿所の運営（利用56名　うち女性3名）

⑨はまかぜ通信（隔月発行）

・各区生活支援課や関係機関への広報とより一層の連携を目的として、広報誌を作成して施設内容の広報周知を行った。

・46号（3月25日）、47号（5月25日）、48号（7月25日）

49号（9月25日）、50号（11月25日）51号（1月25日）

号外（祝50号）（1月25日）発行

⑩精神科嘱託医

・利用者の精神面の不安等の相談ツールとして活用。（本年度の利用実績はなし）

⑪施設の維持管理

・営繕担当窓口職員と設備管理の業者による設備の巡視・点検結果をもとに修繕計画をたて、施設設備の修繕を行った。特にエアコン交換工事の打ち合わせは綿密に行なった

⑫情報発信

・インスタグラムを開始し施設内でのイベント等の情報発信を行った

(3) 職員育成

①法人による階層別研修を実施

- ・新卒者研修（年4回）1名参加
- ・評価者研修（4回）7名参加
- ・目標管理・研修シート研修（6月10日/11日）
- ・法人全施設職員参加のケーススタディ研修（10月18日）
- ・トゥルーカラーズ研修（1月18日）

②外部研修

- ・令和6年度主任相談員養成（伝達）研修（6月5日）2名参加
- ・令和6年度相談支援員養成（伝達）研修（6月18日 2名参加）
- ・一時生活支援事業支援初任者研修（12月16～12月17日 3名参加）

③職場内研修

- ・グループ支援情報共有会議を各班定期的に実施。

(4) 就労支援の取り組み

① 就労自立率=43.4%（前年度同月比0.8ポイント減）

ア 利用者の個々の事情に対して柔軟な対応を行った。

- ・可能なかぎり極力利用者の個々の事情に合わせた就労支援に取り組み、就労自活の促進に取り組んだ。

イ 就労セミナー

- ・就労セミナーの参加84人 10回実施（前年度同月比28人増）

テーマをアンガーマネージメント、ビジネスマナーや面接など求職の基礎的な内容に設定。

就労支援職員による参加への働きかけや、求職者にとどめず広く利用者から参加者を募った。

ウ 就業支援事業との連携

- ・就業支援事業の担当者と、連携を密にして利用者の支援に有効な技能講習や職場体験講習などへの参加に向けて働きかけた。

エ 職業相談室との連携

- ・神奈川県労働局より派遣されてくる担当者とハローワークへの登録、求人の紹介などの際にアドバイスを受ける。不定期的ではあったが、利用状況や相談者増に向けての打ち合わせ実施

(8) 2024年度事業の評価

- ・数年に渡り、体調不良による休職や復職途中の職員が複数名でているが、各人の状況に合わせて、安心して働ける職場環境を継続して整えた。
- ・平成15年の施設開所以来、使用してきたエアコン（ガスヒーポン）の交換をおこなうにあたり、事業を継続しながら工事を進める上で、十分な打ち合わせを行い、大きな混乱なく遂行することが出来た。
- ・今年度も、年度を通して介護的支援を要する利用者が在籍していた。日常生活に課題を抱える利用者の支援は求められることの多くを行うことは難しい状況がある。その中でも安心・安全な生活を維持していくことを念頭に捉えて支援を行った。
- ・年間を通して様々な課題を抱えた女性の利用が続いた。特別な配慮を要する女性が利用した際は、「限られた条件の中で出来ることを支援」をおこない、次の生活環境へ引き継ぐことが出来た。
- ・利用者アンケートを2回実施。アンケート結果の検証と結果の周知を行った。食堂内の机と椅子の交換を年度内に行うことと判断した要因の一つとしてアンケート結果が影響している。
- ・川崎市自立支援施設と定期的な連絡会の開催を進めることができた。

- ・新たに3名の職員を雇用した。中途採用者2名、非常勤採用1名。
- 生活困窮者自立支援制度の施行以降、長年に渡り構築してきた考え方を一步先に進めるために、要配慮者への取り組み、合理的配慮の考え方を意識しながら柔軟な考えで支援を進める取り組みを継続して行った。受け入れに関しては、困窮している今の状況を自立支援施設としての役割を自覚しながら、幅広く受け入れをおこなった。職員の体制は整いつつあるあるが、支援員としての育成には時間を要する状態であるため、業務配分の均等化に向けての取り組みは、次年度以降となる。